

雲仙市男女共同参画 提 言 書

平成 2 2 年 2 月 1 7 日
雲仙市男女共同参画懇話会

~ 男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市 ~

提言にあたって

平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が施行され、10 年が過ぎようとしております。その後も平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布、平成 16 年 6 月には、「配偶者からの暴力」の定義を広げ、被害者の救済についてもより充実させるなどの改正がなされました。さらに、平成 17 年 4 月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、平成 19 年 4 月に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法」の改正が行われるなど、「男女共同参画」に係わる情勢は目覚しく進展してきました。

平成 17 年 10 月に誕生した雲仙市においても、平成 20 年 3 月に「雲仙市男女共同参画計画」が策定され、「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を目指しています。

本懇話会は平成 20 年 8 月に奥村市長の委嘱を受け、これまで 4 回の会議を開催してまいりました。第 2 期懇話会としては、「雲仙市男女共同参画計画」が適正に実施されているか、男女が真に平等な立場のもと、家庭や職場、地域社会においてそれぞれの個性や能力を十分に発揮することができているかなど、「雲仙市の男女共同参画社会を実現するために解決すべき現状の問題点」について協議し、その解決策を模索してまいりました。

ここに、「雲仙市男女共同参画計画」に掲げる施策推進と次期計画（平成 25 年度）の策定を踏まえた意見を集約し、提言といたします。

趣旨を十分にご理解いただき、世界に誇れる雲仙市の男女共同参画社会が実現することを強く要望いたします。

平成 22 年 2 月 17 日



雲仙市男女共同参画懇話会
座長 村嶋 展子

計画及び施策推進のための提言「理念・概念への理解」

提言 1

男女共同参画社会の理念と社会的性別の概念については、正しい理解を深められ、更にその意識が浸透するように、情報提供に努められたい。

【解説】

男女共同参画社会の実現に向けて事業等を推進していくにあたり、固定的性別役割分担意識等について誤った捉え方がされている風潮もあり、男女共同参画についての正しい理解がなされていない状況がある。

雲仙市男女共同参画計画を推進するうえで、男女共同参画社会基本法の理念が正しく理解されるよう、情報の伝達及び周知を今後もお願いしたい。

【計画書等における具体的な指摘事項】

「男は仕事、女は家庭」の考え方など、社会的につくりあげられた固定的な性別役割分担についての意識改革が図られるよう、適切な情報提供や広報などの啓発活動を推進されたい。

雲仙市男女共同参画計画の推進にあたっては、管理指標（目標値）達成のための施策に偏らないよう留意され、個々の取組についても積極的に解りやすく公表されたい。

市の広報紙などで男女共同参画の啓発を行う場合は、平易な言葉を用い、イラストや写真を用いるなど、誰もが解りやすい表現にしていだきたい。

男女共同参画の重要性を鑑み、その施策の一層の推進に向け、センター機能を持つ独立した男女共同参画センターの設置、専任職員の配置など、組織的な面からも積極的に取り組まれたい。

計画及び施策推進のための提言「男性にとっての男女共同参画」

提言 2

男女共同参画は男性にとっても重要な施策であることを周知し、男性の自発的な意識向上を促進するよう、その啓発方法などに配慮されたい。

【解説】

男女共同参画を推進するにあたり、まだまだ「女性のための施策」との意識が強く、この施策が男性にとっても重要な施策であることの理解が薄い。男女共同参画は、女性のためだけの施策ではなく、男性のための施策でもあることを周知し、男性の自発的な意識啓発がなされるよう、その啓発方法について配慮されたい。

【計画書等における具体的な指摘事項】

「男性の家庭生活力アップによる自立促進」について取り組む際は、食生活改善面からの協力体制を整えるうえで、健康づくり課も担当課に加え、総合的な家庭生活力の向上を目指すこと。また、生涯学習など各種講座において、青年男性や男性高齢者、父子家庭や若年家庭など、男性が広く気軽に参加できるよう、講座の設定や開催方法などにも配慮されたい。



提言 3

政策・方針決定過程への女性の登用や社会参画のためのエンパワーメントの取組を、より推進されたい。

【解説】

政策・方針決定の場への女性参画を推奨するにあたり、「家庭は女性が守る」といった固定的役割分担意識も根強く、日常において女性の家事負担（家事・育児・介護）が大きいことから、女性の社会進出への意欲が抑制され、その人が持つ能力を高める機会を失うことが少なくない。

また、女性の社会進出そのものを快く思わない風潮もあり、一般的には女性の社会参画に賛同しながらも、身内の女性（配偶者など）の社会参画には躊躇するといった意見があるなど、根本的な意識の改革のためにも、女性の社会参画を積極的に推進する必要がある。

【計画書等における具体的な指摘事項】

女性の社会参画においては、女性の家事負担（家事・育児・介護）の軽減を考慮した支援策や意識啓発を検討されたい。例えば、子育てにおいては、「子育て教室への父親参加者を増やす」、「子育てサポートセンターの利用をより促進する」などの支援に取り組んでいただきたい。

「市の審議会などの女性委員の割合」の目標値については、平成20年度において22.3%まで達してはいるが、より早期に国と同等の目標値（30%）を設定できるよう推進されたい。また、各審議会等においても、男性委員と女性委員の適正な配置を考慮願いたい。

女性管理職登用率は、市役所においても16.3%（平成20年度、15名）と低い状況である。男女共同参画を進める雲仙市が率先して管理職への積極的登用を図るよう、女性の能力向上に努められたい。

エンパワーメント

その人らしく、自立して生きる力を高めること。

提言 4

仕事と生活の調和 の実現のため、家庭や職場における男女共同参画の実現を推奨されたい。

【解説】

女性がその能力を十分に発揮して仕事をするためには、仕事と生活（家事・育児・介護等）との調和が大切であり、企業等を含む社会全体において見直しと改善に向けた取組が必要である。

特に、企業における男性の育児休暇取得については、男性の育児参画のため積極的に推進していただきたい。さらに、女性の育児休暇取得時の不法な雇用止めなどはあってはならないことであり、企業への十分な指導と理解が必要である。

雲仙市においては、農業等の第一次産業が市の主要産業であり、男女共同参画社会の実現やエンパワーメント施策を行っている事例の周知を図るなど、より広く、市民一人ひとりに対して理解を求めていくことが必要である。

【計画書等における具体的な指摘事項】

育児・介護休業の取得推進に向けた意識啓発については、制度の徹底周知や優良な実践事例の紹介を行うとともに、女性労働者を取り巻く職場環境の実態把握に努め、雇用条件・賃金形態・家庭内負担などの環境改善について、企業や地域社会全体の意識改革を行っていただきたい。

「家族経営協定の推進」においては、協定締結時の優良な事例や取組状況も紹介するなど、広報紙な啓発と意識改善に取り組んでいただきたい。



仕事と生活の調和

「ワーク・ライフ・バランス」とも言われる。一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言う。

提言 5

女性に対する暴力の根絶と人権の尊重については、被害者保護や自立支援のための施策を強化され、DV防止のための計画策定に取り組まれない。

【解説】

人権が尊重されていなければ生じることのないDV被害であるが、現実には、女性に対する暴力は後をたたない。また、DV被害・加害に対する知識もなく正しい状況判断もできないために、自身が被害者や加害者であることを認識されていないケースもあり、実害があってはじめて発覚する例もある。

長崎県内においても、DV被害相談件数は1,147件（平成20年度）と年々増加する傾向にあり、早急にDV防止のための対策を講じる必要がある。

なお、平成19年7月のDV防止法改正により、市町におけるDV防止基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター設置が努力義務とされ、被害者の一番身近な地方行政に対し、DV防止施策の一層の推進強化が求められており、今後も引き続き、地域におけるDV防止セミナー開催等による防止策強化に努められたい。

【計画書等における具体的な指摘事項】

市は、子ども支援課、政策企画課、市民窓口課、市民安全課、福祉課など関係部署が連携し、暴力被害者救済のための体制や施設を整えていただきたい。あわせて、DV防止計画策定に向け、早急に取り組んでいただきたい。

人権教育講演会の内容については、「男女共同参画の視点を入れた人権教育」を、年1回は取り組んでいただきたい。

平成21年度は、雲仙市内中学校5校において「デートDV防止授業」を実施。保護者の3割の方が「これまでDVについて知らなかった」と回答。また、5割の方が「聞いたことがある」だけの状態であり、正しい理解を普及し防止していく必要がある。

計画及び施策推進のための提言「地域における男女共同参画」

提言 6

男女協働を推進する人材の育成や地域活動団体への参加促進のための支援に努められたい。

【解説】

地域活動の場においての女性の力は素晴らしいものがあり、その参加を促進するような支援体制や人材育成が必要である。また、地域との関わりをより円滑にするためにも、固定的役割分担意識や慣習に捉われない意識のもと、老若男女、各世代を越えて協働事業に参加しやすい体制づくりを考慮することが必要である。

【計画書等における具体的な指摘事項】

地域・地縁活動団体に対しては、より自主的な活動が促進される支援と協力体制づくりをお願いしたい。

市との協働事業を展開している各種活動団体についての情報を、全市民へも提供し、各種活動団体の横の連携や活動参画の機会を広げられたい。また、自主的な活動を行うため、雲仙市市民提案事業や各種補助金の情報提供もより積極的にお願いしたい。

性別や年代を問わず、全ての市民へ協働事業の啓発を進めていくため、人材育成についても、地域づくり補助金等を活用した各種団体のリーダー研修の推進など効果的に取り組んでいただきたい。



雲仙市男女共同参画懇話会設置要綱

平成18年8月3日

告示第118号

(設置)

第1条 男女が共に社会の様々な分野に参画し、責任を担う男女共同参画社会の実現の推進に資するため、雲仙市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて協議し、意見を取りまとめて市長に提言する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び市民等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の公募)

第4条 委員の選任に当たっては、委員の一部を公募することができるものとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて座長が招集する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月3日から施行する。

附 則(平成20年3月14日告示第22号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第59号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

雲仙市男女共同参画懇話会委員名簿

座長	村嶋 展子
副座長	松永 勇
委員	荒木 美智子
〃	金子 壽重子
〃	鶴崎 恭子
〃	成瀬 寿徳
〃	林田 文隆
〃	宮崎 芳守
〃	宮本 真由美
〃	山口 陽子

提言書提出までの経緯

年 月 日	会議等	内 容
平成 20 年 8 月 4 日	第 1 回 懇話会	現状及び市計画把握
平成 21 年 5 月 22 日	第 2 回 懇話会	平成 20 年度の計画進捗状 況確認
平成 21 年 11 月 5 日	第 3 回 懇話会	提言書素案の検討
平成 22 年 1 月 21 日	第 4 回 懇話会	提言書の作成

